

平成28年度
電源 I ピーク調整力募集要綱

平成28年10月27日
中国電力株式会社

この募集要綱は、電力広域的運営推進機関の定める送配電等業務指針にもとづき行なう入札について、その実施の方法を公表するものです。

目 次

1.はじめに	1
2.入札実施のスケジュール	8
3.募集概要	9
4.応札方法	13
5.評価の方法および落札者の決定	16
6.契約条件	18
7.その他	21

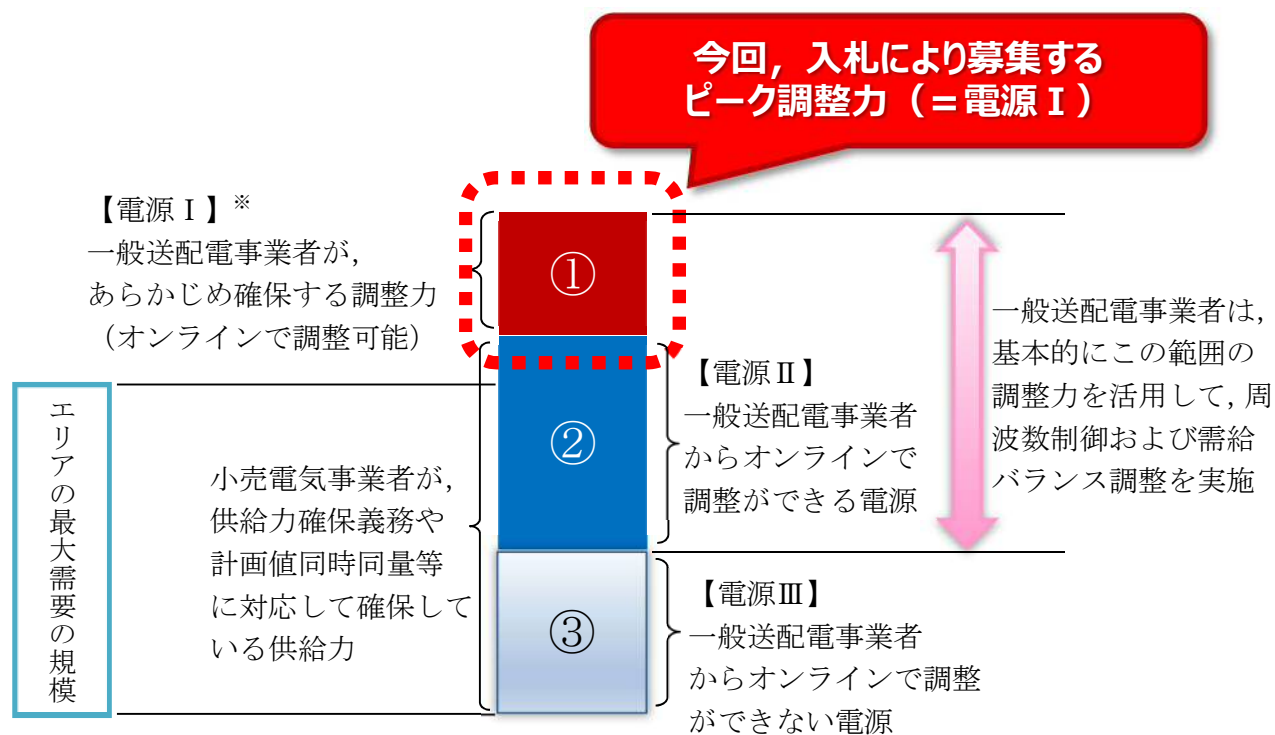
1. はじめに

要 綱

平成 28 年 4 月以降のライセンス制導入に伴い、各事業者がそれぞれに課された責務を履行していくことが求められます。当社は、一般送配電事業者としての役割を果たすために、主に実需給断面で周波数制御・需給バランス調整を実施する調整力の確保にあたり、ピーク調整力（＝電源Ⅰ）を入札により募集いたします。

なお、本要綱における「当社」とは、一般送配電事業者としての立場によるものとなります。

本要綱では、当社の募集するピーク調整力が満たすべき条件および評価方法等について説明いたします。落札後の権利義務関係等につきましては、別に定める「電源Ⅰピーク調整力契約書」を合わせて参照してください。また、応募者は、提出様式に記載の作成方法のとおり、入札書を作成してください。



総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会
第 8 回制度設計ワーキンググループ資料をもとに作成

※電源Ⅰは、周波数制御・需給バランス調整機能を具備する電源（Ⅰ－a）と、需給バランス調整機能を具備する電源（Ⅰ－b）で構成されますが、当社では、平成 29 年度における電源Ⅰの必要量と電源Ⅰ－a の必要量が同じであることから、今回の電源Ⅰの募集では、周波数制御・需給バランス調整機能を具備する電源（Ⅰ－a）のみ募集いたします。

(1) 一般注意事項

- a. 当社は、本要綱に定める募集条件等にもとづき、安定的に継続してピーク調整力を提供できる事業者を入札により募集いたします。入札によって募集するピーク調整力の評価にあたっては、入札価格が低いことが重要な要素となりますが、需給運用の弾力性等も重要な要素となります。
- b. 各ピーク調整力の優劣は、本要綱で定める評価方法に従って評価いたします。このため、応札者は、入札書を作成される際には、提出様式に記載の作成方法に準拠して、入札書に不備や遺漏等がないよう十分注意してください。
- c. 審査過程において効率的な審査ができるように、応札者は、入札書を作成される際には、読みやすく分かりやすいものを作成してください。
- d. 応札者は、本要綱に定める諸条件および別に定める「電源Ⅰピーク調整力契約書」の内容をすべて了承のうえ、当社に入札書を提出してください。
- e. 落札者は、当社の託送供給等約款（以下「約款」といいます。）にもとづく発電量調整供給契約の締結に加え、別途定める電源Ⅰ・Ⅱ調整力契約を締結していただく必要がありますので、これら契約の内容をすべて了承のうえ、当社に入札書を提出してください。
- f. 応札者が、入札書提出後に入札の辞退を希望される場合は、すみやかに書面により当社まで申し出てください。一度入札辞退の意思を表明した場合は、再度選考の対象として復帰することはできませんので、あらかじめご了承ください。なお、入札辞退者の入札書はすみやかに返却いたします。
- g. 本要綱にもとづく電源Ⅰピーク調整力契約は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものといたします。
- h. 本要綱に定める募集条件や評価方法等は、応札者が当社（小売部門・発電部門）・他社に関わらず公平に取り扱うことといたします。

(2) 守秘義務

応札者および当社は、入札を通じて知り得た相手方の入札案件に係る機密を第三者に漏らしてはならず、また自己の役員または従業員が相手方の機密を漏らさないようにしなければなりません。

(3) お問合せ先

本要綱の内容に関し、個別のご質問がある場合は、以下の当社ホームページのご意見・お問合せフォームより受け付けます。

なお、審査状況等に関するお問い合わせにはお答えできません。

当社ホームページご意見・お問合せフォームURL：

https://www.energia.co.jp/post/chousei_toi.html

(4) 用語の定義

a. 契約・料金関連

(a) ピーク調整力契約電力

ピーク調整力として契約する電源等の契約キロワットで、原則としてすべての時間において当社の求めに応じて、当社中央給電指令所からの指令に従い運転継続時間にわたって提供可能な出力。

(b) 電源Ⅰ・Ⅱ調整力契約

当社が供給区域の周波数維持のために調整力として活用することを目的とし、電源Ⅰおよび電源Ⅱと締結する契約。

(c) 運転継続時間

ピーク調整力として契約する電源等が、ピーク調整力契約電力で運転を継続できる時間。

(d) 運転継続可能時間

ピーク調整力として契約する電源等に当社が運転継続を求める時間。

(e) ピーク調整力提供可能時間

一日のうち、当社中央給電指令所からの指令に従った運転を行なうことが可能な時間（最大 24 時間）。

(f) 年間停止可能日数

ピーク調整力として契約する電源等が補修等のために、ペナルティなしで停止できる年間の日数。

(g) 計画外停止日数

発電所等において、事故あるいは計画になかった補修等停止（送変電設備の故障による停止は別途協議）に至った日数。

(h) 計画停止日数

ピーク調整力として契約する電源等の補修等のために、あらかじめ計画を策定して停止する日数。

(i) 基本料金

ピーク調整力として契約する電源等がキロワットを提供するために必要な費用への対価。入札時に確定した価格を 12 で除し、毎月精算。

(j) 従量料金

当社中央給電指令所からの指令により、電源Ⅰおよび電源Ⅱが起動・運転するために必要な費用へのキロワット時の対価。別途契約する電源Ⅰ・Ⅱ調整力契約にもとづき精算。

(k) 上げ調整単価 (V1)

当社が契約電源等に対して、出力増指令したことにより増加した電力量に乗じて当社が契約者に支払う出力帯別に設定した単価。

(l) 下げ調整単価 (V2)

当社が契約電源等に対して、出力減指令したことにより減少した電力量に乗じて当社が契約者から受け取る出力帯別に設定した単価。

(m) 起動単価 (V3)

当社が契約電源等に対して指令したことにより、追加で起動または起動中止した回数に応じて必要または不要となった起動費用の単価。

(n) その他単価 (V4)

需給ひっ迫等非常時に、当社が契約電源等に対して、定格出力以上の出力指令をした場合等、V1～V3 に対応できない事由に適用する単価（電源Ⅰ・Ⅱ調整力募集要綱に定める契約時に個別設定）。

b. 電源分類・需給関連・発電機関連

(a) 電源Ⅰ

一般送配電事業者があらかじめ確保するオンラインで調整できる電源等。

(b) 電源Ⅱ

一般送配電事業者からオンラインでの調整ができる電源等（電源Ⅰを除く）。ゲートクローズ以降余力がある場合に一般送配電事業者が周波数調整に利用することが可能。

(c) 電源Ⅲ

一般送配電事業者からオンラインでの調整ができない電源等。

(d) H3 需要

ある月における毎日の最大電力（1時間平均）を上位から3日とり平均したもの。

(e) 高負荷期

電気の使用量（需要）が大きくなる時期。一般的には、冷暖房需要が増大する夏期または冬期をいう。

(f) 需給ひっ迫

想定される需要に対して、供給力が不足する状態のこと。

(g) ブラックスタート

一般送配電事業者の供給区域（離島を除く）において広範囲に及ぶ停電が発生した場合、電力系統からの電力供給を受けずに発電機の起動が可能な機能を活用して発電機の起動を行なうこと。

(h) オンライン指令

一般送配電事業者が自らの供給区域（離島を除く）の周波数調整を行なうため、中央給電指令所から、通信伝送ルートを通じて、直接的に周波数調整機能を具備した電源等へ運転（出力増減）を指令すること。中央給電指令所と発電所等との間に通信設備等が必要となる。

(i) ポンプアップ（揚水運転）

揚水発電所において、発電電動機を用い水車（タービン）をポンプとして利用して、下池から上池へ水を汲み上げること。

(j) DR（Demand Response）

需要家が電気の需給状況に応じて消費電力量を抑制または増加させること。

(k) アグリゲーター

DRが可能な需要家を集約して統合的に制御することにより、一般送配電事業者に調整力を提供する事業者。

c. 発電機能関連

(a) 系統連系技術要件

一般送配電事業者が維持・運用する電力系統に接続する電源等に求める技術的な要件。

(b) 周波数調整機能

発電機が接続する電力系統の周波数制御・需給バランス調整を目的に、出力を増減させるために必要な機能。

(c) ガバナフリー (GF) 運転 (Governor Free 運転)

発電機の回転速度を負荷の変動のいかんにかかわらず、一定の回転速度を保つように、動力である蒸気および水量を自動的に調整する装置である調速機 (ガバナ) により、系統周波数の変化に追従して出力を増減させる運転をいう。

(d) ガバナフリー機能

タービンの調速機 (ガバナ) を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転 (ガバナフリー運転) する機能をいう。

(e) LFC (Load Frequency Control)

定常時における電力系統の周波数および連系線の電力潮流を規定値に維持するため、負荷変動に起因する周波数変化量や連系線電力変化量などを検出し、発電機の出力を自動制御することをいう。AFC (Automatic Frequency Control の略) と同義。

(f) EDC (Economic Load Dispatching Control)

電力系統の安定かつ合理的運用を目的に、各発電所 (各発電機) に最も経済的になるよう負荷配分を行なう制御をいう。ELD (Economic Load Dispatching の略) と同義。

(g) ADC (Automatic Dispatch Control)

中央給電指令所からの出力制御信号 (LFCとEDCで制御した出力合計値) に追従し、自動的に発電機出力を変動させる機能 (自動負荷給電制御機能) をいう。

(h) DSS (Daily Start Stop)

需給運用の一環として、発電機を電気の使用量が少ない夜間は停止し、朝起動、昼間～点灯の時間帯運転すること。

(i) FCB (Fast Cut Back)

火力発電所が送電線の事故等により電力系統から分離した場合に、所内単独運転に移行する機能をいう。

(j) OTM (Order Telemeter)

中央給電指令所から発電機に対して運転基準出力を指令する装置をいう。DPC (Dispatching Power Control の略) と同義。

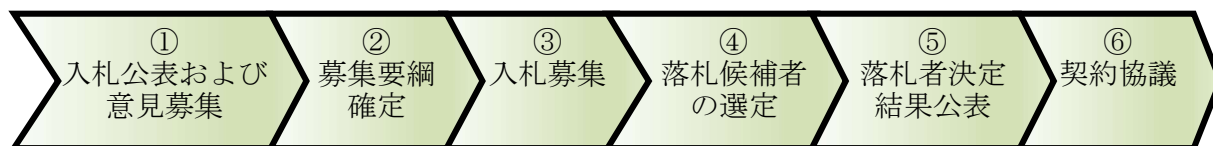
(k) OP運転 (Over Power 運転)

事業者と事前に合意のうえ、定格出力を超えて発電することをいう。

2. 入札実施のスケジュール

要 綱

平成 28 年度に実施する入札公表から、落札者との電源 I ピーク調整力契約締結までの予定スケジュールは以下のとおりです。ただし、やむを得ない事由によりスケジュールが変更となる場合があります。



日程	ステップ	説明
平成 28 年 8 月 10 日～ 9 月 2 日	①入札実施 の公表お よび意見 募集	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、平成 29 年度分のピーク調整力を調達するための「電源 I ピーク調整力募集要綱（案）」を策定し、入札募集内容を公表するとともに、本要綱案の仕様および評価方法等について、意見募集を行ないます。 ・応札者は、「電源 I ピーク調整力募集要綱（案）」を参照のうえ、各項目に対するご意見がある場合は、理由と併せて 9 月 2 日までにご意見を提出してください。
平成 28 年 9 月 5 日～ 10 月 26 日	②募集要綱 確定	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、意見募集でいただいたご意見や関係機関の検討状況等を反映した「電源 I ピーク調整力募集要綱」を制定いたします。
平成 28 年 10 月 27 日～ 11 月 28 日	③入札募集	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、入札募集を開始いたしますので、応札者は、提出様式に記載の応札方法のとおり入札書を作成し、11 月 28 日までに応札してください。
平成 28 年 11 月 29 日～ 12 月 21 日	④落札候補 者の選定	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、応札者の応札に対して本要綱で定める評価方法に従って評価し、落札候補者を選定いたします。
平成 28 年 12 月 22 日～	⑤落札者決 定、結果 公表	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、落札者決定後、入札募集手続きの結果を公表いたします。
平成 29 年 1 月上旬	⑥契約協議	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、落札者と電源 I ピーク調整力契約に関わる協議を開始し、契約いたします。

3. 募集概要

(1) 募集内容**a. 募集容量**

募集容量は、74.5万キロワットといたします。

※募集容量は、電力広域的運営推進機関における検討結果（平成29年度調整力の公募にかかる必要量等の考え方について）を踏まえて、当社の平成28年度供給計画における平成29年度H3需要（離島需要を除く）の7%相当の量といたします。

b. ピーク調整力提供期間

ピーク調整力提供期間は、供給計画（短期）の対象期間における安定供給を確保する観点から、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間といたします。

c. 対象電源等

当社の供給区域（離島を除く）の電力系統に連系する電源等で、当社中央給電指令所からオンラインで出力調整可能な火力発電設備、水力発電設備等といたします。

使用する燃料の指定はありませんが、ピーク調整力提供期間を通じて安定して調達できることが条件となります。

d. 最低入札量

当社の供給区域においては10万キロワット以上の発電機が設備容量ベースで約9割を占めていることから、当該発電機において求める設備要件としてのADC変化速度（1%/分以上）を考慮し、最低入札量は0.5万キロワットといたします。

e. 入札単位

当社中央給電指令所からのオンラインによる信号により、5分以内に出力調整可能な上げ下げ量を入札量とし、入札は、原則として電源等を特定して、容量単位で実施していただきます。

(2) 設備要件

当社中央給電指令所からのオンライン指令で制御可能とするために必要な設備要件は、現時点で当社が周波数調整のために利用している電源が最低限具備している機能を踏まえて、原則として次のとおりといたします。

要 綱

a. 周波数制御・需給バランス調整機能

需要変動および再エネ出力変動に対応した周波数調整のため、応札いただくすべての電源等について、次の機能を具備していただきます。

- ・ガバナフリー（GF）機能
- ・ADC機能

また、具体的な電源等の性能は以下のとおりです。ただし、電力系統の電源構成の状況等、必要に応じて別途協議を行なうことがあります。

項目	ガスタービンおよびガスタービンコンバインドサイクル	その他電源等
GF調定率	速度調定率5%以下	速度調定率5%以下
GF幅	5%以上	3%以上
ADC幅	定格出力の70%以下～定格出力	定格出力の40%以下～定格出力
ADC変化速度	5%/分以上	1%/分以上
最低出力	50%以下 DSS機能具備※	40%以下

（比率はすべて定格出力基準）

※DSSは、発電機解列～並列まで8時間以内で可能なこと。

なお、以下のような場合等、上表により難しい場合には個別に協議させていただきます。

- ・GF幅において、定格出力付近等の満たせない出力帯がある場合
- ・ADC変化速度において、定格出力付近のオーバーシュート防止や低出力帯での安全運転により上記条件を満たせない場合
- ・最低出力において、気化ガス（Boil Off Gas）処理等により最低出力を満たせない場合

b. オンライン指令の信号送受信機能

契約していただく電源等については、周波数調整機能に必要な受信信号を受信する機能および必要な送信信号を送信する以下の機能を具備していただきます。また、当該機能については、電力制御システムに該当するため、情報セキュリティ対策として「電力制御システムセキュリティガイドライン」（JESC Z0004（2016））への準拠が必要となります。加えて、当社中央給電指令所に設定しているセキュリティ要件に従っていただきます。

(a) 受信信号

- ・出力指令値
- ・運転可能出力帯変更指令
- ・運転台数指令（並解列指令）※¹

(b) 送信信号

- ・現在出力
- ・運転モード（発電所/当社中央給電指令所）
- ・当社中央給電指令所の出力指令に対する応動状況
- ・現在の運転可能出力帯
- ・装置故障※²
- ・並列用遮断器の開閉状況

※1 当社が必要と認めた場合に限ります。

※2 当社中央給電指令所から受信信号が届いていない場合に送信。

(3) ピーク調整力が満たすべき運用要件

a. 5分以内の出力増減

あらかじめ定める定期検査等の期間を除き、すべての時間において当社の求めに応じて当社中央給電指令所からのオンラインによる指令により、5分以内にピーク調整力契約電力にもとづいた電源等の出力増減が可能であることが必要となります。

b. 運転継続時間

原則として7時間にわたり当社の指令に応じた運転継続が可能であることが必要です。運転継続可能時間が7時間に満たない場合も応札可能ですが、所定の計算方法で算定して評価いたします。

c. 定期検査等の作業時期調整の応諾

定期検査等の停止日数は、原則として50日以内であることが必要です。作業等による計画停止が年間50日を超える場合も応札可能ですが、所定の計算方法で算定して評価いたします。

作業停止時期は、原則として高負荷期を避けて計画してください。また、他の契約電源等の作業との重複等を避けるため、当社が定期点検、補修作業時期の調整を希望する場合、協議に応じていただきます。また、契約者が停止計画の変更を希望される場合、当社は協議に応じることいたします。

d. トラブル対応

不具合が発生し、または発生するおそれがある場合には、すみやかに当社へ連絡のうえ、遅滞なく復旧できるよう努めていただきます。

(4) 技術的信頼性

応札していただく電源等については発電実績等を有すること、または発電実績等を有する者の技術支援等により、ピーク調整力の提供を継続的に行なううえでの技術的信頼性を確保していただきます。

設備要件および運用要件を満たしていることを確認するために、当社が以下の対応を求める場合は、その求めに応じていただきます。

- ・試験成績書の写し等、電源等の性能を証明する書類等の提出
- ・当社からのオンライン指令による性能確認試験の実施
- ・現地調査および現地試験
- ・その他、当社が必要と認める対応

4. 応札方法

(1) 入札書の提出

a. 提出書類

「入札書（様式1）」および添付書類（(3) 入札書の添付書類）

b. 提出方法

1 通の入札書ごとに封緘，封印のうえ持参してください。当社は受領証を発行いたします。持参者は本人の印鑑（認印で可）をお持ちください。

c. 提出場所

広島県広島市中区小町4番33号

中国電力株式会社 流通事業本部 電力システム整備グループ

d. 募集期間

平成28年10月27日（木）～11月28日（月）

- ・受付時間は，土・日・祝日を除く平日の午前10時～午前12時および午後1時～午後4時とさせていただきます。
- ・なお，受付最終日の受付時間は，午前12時までといたします。
- ・円滑な受付を行なうため，必要に応じてご提出時間の調整を行ないますので，ご提出の際には事前に当社までご連絡をお願いいたします。

連絡先：中国電力株式会社 流通事業本部 電力システム整備グループ

082-544-2737

e. 提出部数

3部（本書1部，写し2部）

f. 入札を無効とするもの

- ・記名押印のないもの
- ・入札価格を訂正したもの
- ・意思表示が不明確なもの
- ・提出書類に虚偽の内容があったもの

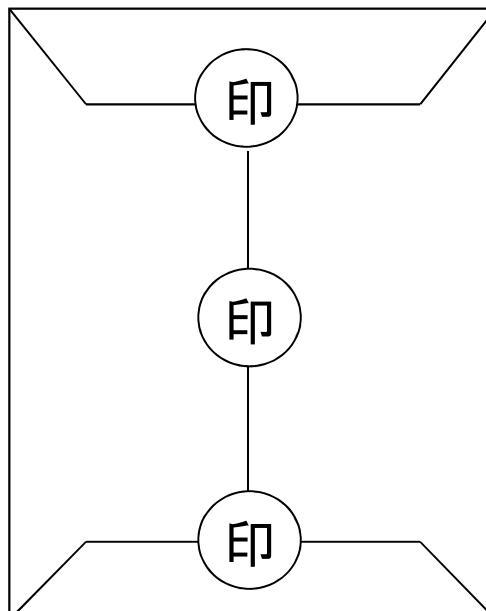
(2) 封筒の作成方法

入札書を提出する封筒は下図のように作成してください。

(表)

<p>入札書在中</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 応札年月日 ・ 応札者名 ・ 発電所等名 ・ 連絡先住所 ・ 連絡先電話番号 ・ 連絡先担当者名

(裏)



※「(3) 入札書の添付書類」の No. 7 の印鑑証明書と同一の印を押印してください。

※原則として、「JIS 角形 2 号」封筒を使用してください。

(3) 入札書の添付書類

入札書に以下の書類を添付し提出してください。

なお、様式のあるものは別添様式に従って作成してください。

1. 応札者の概要 (様式 2)
2. 発電設備等の仕様 (様式 3)
3. 周波数調整機能 (様式 4)
4. 発電設備等の主要運用値・起動停止条件 (様式 5-1, 5-2, 5-3)
5. 発電設備等の運転実績について (様式 6)
6. 運用条件に関わる事項 (様式 7)
7. 入札書に押印した印章の印鑑証明書

※入札書および添付書類において使用する言語は日本語、通貨は日本円としていただきます。

※公租公課における事業税相当額については、以下のとおりとさせていただきます。

- ・ 応札者が所得課税となる場合は、入札価格に事業税相当額を含めてください。
- ・ 応札者が収入課税となる場合は、料金支払時に事業税相当額を加算いたしますので、入札価格に事業税相当額を含めないでください。

要

綱

※消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたしますので、入札価格に含めないでください。

5. 評価の方法および落札者の決定

要 綱

評価順位は、以下に示す価格要素と非価格要素をあわせた点数の高いものから順位を決定いたします。

$$\text{評価点 (100 点満点)} = \text{価格要素 (80 点満点)} + \text{非価格要素 (20 点満点)}$$

(1) 価格要素

応札者の中で最も安価な入札価格 (円/kW) (以下「基準入札価格」といいます。) を基準として、次式のとおり、入札価格 (円/kW) に、運転継続時間、年間停止計画日数およびピーク調整力提供可能時間を考慮して価格要素 (小数点以下第3位を四捨五入いたします。) を算定いたします。

$$\begin{aligned} \text{価格要素} &= \frac{\text{基準入札価格}}{\text{入札価格}} \times \frac{\text{運転継続時間}^{*1}}{\text{運転継続可能時間 (7 時間)}} \\ &\times \frac{365 \text{ 日一年間停止計画日数}^{*2}}{365 \text{ 日一年間停止可能日数 (50 日)}} \times \frac{\text{ピーク調整力提供可能時間}}{24 \text{ 時間}} \\ &\times \text{価格要素評価配点 (80 点)} \end{aligned}$$

※1 運転継続時間が7時間を超過する場合は、7時間といたします。

※2 年間停止計画日数が50日未満の場合は、50日といたします。

(2) 非価格要素

非価格要素として考慮する項目および配点は以下のとおりといたします。

- + 2点 : GF幅が大きいもの (定格出力基準で5%以上10%未満)
- + 5点 : GF幅が大きいもの (定格出力基準で10%以上)
- + 2点 : ADC変化速度が大きいもの (定格出力基準で3%/分以上5%/分未満)
- + 5点 : ADC変化速度が大きいもの (定格出力基準で5%/分以上)
- + 2点 : 並列が速いもの (指令から並列まで2時間以下から30分超過)
- + 5点 : 並列が速いもの (指令から並列まで30分以下)
- + 5点 : ブラックスタート機能を有するもの

(3) 評価点の算定

(1) で算定した価格要素と (2) で算定した非価格要素の合計を評価点とし、評価点が高い応札者から順位を決定いたします。

なお、評価点が高点の場合は、価格要素が高い応札者を評価順位の上位といたします。価格要素を考慮してもなお、順位が決定しない場合には、電源等の性能を総合的に判断し、順位を決定いたします。

(4) 落札者の決定

(3) で決定した評価順位の上位の応札者から応札量を累計し、募集容量に達する直前の応札者までを落札者として選定いたします。

なお、運転継続時間が運転継続可能時間（7時間）未満の場合は応札量を7時間で除して運転継続時間を乗じた値を、年間停止計画日数が年間停止可能日数（50日）を超過する場合は応札量を「365日一年間停止可能日数」で除して「365日一年間停止計画日数」を乗じた値を、また、ピーク調整力提供可能時間が24時間未満の場合は応札量を24時間で除してピーク調整力提供可能時間を乗じた値を、応札量として考慮します。

上記により選定した落札者の応札量の累計と募集容量との差分は、評価順位によらず、落札分を除く応札者の中で募集容量に達するあるいは超過するまでの年間の調達費用の合計が最小となる応札者を落札者として決定いたします。

(5) 契約協議

別に定める「電源Ⅰピーク調整力契約書」にもとづき、落札者と契約の協議を行います。

6. 契約条件

(1) 契約期間

契約期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 1 年間といたします。

(2) 基本料金

年間料金（入札価格〔円/kW〕にピーク調整力契約電力を乗じてえた金額といたします。）を基本料金とし、12 で除して月ごとに分けた月間料金（端数は年度末の 3 月分の料金で調整いたします。）を、ピーク調整力を提供された月の翌月に支払うものといたします。

なお、年間料金は、事後に変更することはできません。

(3) 従量料金

当社中央給電指令所からの指令に従って運転したことに伴う料金については、別途契約する電源 I・II 調整力契約にもとづき精算するものといたします。

(4) 契約解除

いずれか一方が契約の遵守を著しく怠った場合、その相手方が契約履行の催告を行ない、催告後、10 日を経過しても契約を履行しなかった場合、契約を解除することができるものといたします。

契約の解除によって相手方に損害が発生する場合、その責めに帰すべきものは相手方に対し、損害賠償の責を負うことといたします。

(5) 目的外利用の禁止

電源 I ピーク調整力契約における契約電源等のうち、ピーク調整力契約電力分については、あらかじめ定める定期検査等の期間を除き、すべての期間において当社の求めに応じて当社指令に従った運転または待機が必要であるため、書面等により両社で合意した場合を除き、当社へのピーク調整力提供の目的以外に利用しないことといたします。

(6) 運用要件

契約者は、契約電源等について本要綱に定める運用要件および電源 I ピーク調整力契約書における運用要件を満たしていただくとともに、法令順守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、当社中央給電指令所からの指令に従っていただきます。

また、やむを得ない事由が発生し、または発生するおそれがある場合には、すみやかに当社へ連絡していただきます。

(7) 停止計画

契約者は、当社が定める期日までに契約電源等の停止計画（出力一定作業，作業等によるADC機能のロックを含みます。）の案を当社に提出していただきます。

他の契約電源等の停止計画との重複を避けるため等，当社が停止時期の変更を希望する場合，契約者は，停止計画の調整の協議に応じていただきます。

また，契約者が停止計画の変更を希望される場合，当社は，協議に応じることといたします。

(8) 停止日数

契約者の設備トラブルや定期検査等，当社の責とならない事由でピーク調整力の全部または一部を当社に提供できなくなった日（停電割戻料金を適用した日，天変地異等やむを得ない事由による場合において，契約者と当社の協議で合意した期間を除きます。）を，原則として，超過停止割戻料金の算定に用いる停止日数といたします。この場合，1日において24時間に満たない停電が発生した場合においても停止日数を1日として算定するものといたします。

なお，前日午前12時までには，原則として電源Ⅰの設備要件を満たしたピーク調整力を提供可能な代替電源等（電源Ⅰピーク調整力契約の締結時に，当社が「3. 募集概要」(2) および (3) の要件を満たしていることを確認し，かつ，当社との間で電源Ⅰ・Ⅱ調整力契約を締結している電源等に限り，また，単価は電源Ⅰ・Ⅱ調整力契約にもとづき提出されるものによります。）を当社に提示し，当社が差替えを認めた場合は，停止日数から除外することといたします。

設備トラブルによらず指令に追従できなかった場合の計画外停止の取扱いについて別途協議させていただくことがあります。

(9) ペナルティ

契約者の設備トラブルや計画外の補修等，当社の責とならない事由でピーク調整力の全部または一部を当社に提供できなくなった場合，最初の2時間を限度に停電割戻料金を算定し，当該月の基本料金から差し引くものといたします。ただし，停電を生じた理由が天変地異等やむを得ない事由によるものである場合は，停電の対象としないことができるものといたします。

停電割戻料金＝停電割戻対象時間（最長2時間）×1.5×基本料金の1時間相当額

停止日数（計画停止日数および計画外停止日数の合計値といたします。）が年間停止可能日数（50日）を超過した場合，超過した日数について超過停止割戻料金を算定し，年度末の3月分の月間料金から差し引くものといたします。

$$\begin{aligned} \text{超過停止割戻料金} &= (\text{停止日数} - \text{年間停止可能日数}) \\ &\div (\text{年度暦日数} - \text{年間停止可能日数}) \times \text{基本料金} \end{aligned}$$

設備トラブルによらず指令に追従できなかった場合の取扱いについて別途協議させていただきますことがあります。

(10) アグリゲーターに関する事項

アグリゲーターが電源 I ピーク調整力契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

- a アグリゲーターが当社の指令に応じてピーク調整力を提供すること。
- b アグリゲーターが複数の DR を行なう需要家を集約してピーク調整力を提供する場合、需要家ごとの調整量が 1 キロワット以上であり、次のいずれにも該当すること。
 - (a) 需要家に対して、次の i および ii の事項を定めた計画を適時に策定し、当該計画に従って適切な DR の指示を適時に出すことができること。
 - i DR による調整量
 - ii DR の実施頻度および時期
 - (b) 電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し、実施および維持することができること。
 - (c) 需要家の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し、実施および維持できること。
 - (d) 需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等が供給力を確保するよう、小売電気事業者等とアグリゲーターとの間または小売電気事業者等と需要家との間で適切な契約がなされていること。
- c 需要家に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。
- d 調整電力量の算定上、需要場所が約款 28 (計量) (3) に該当しないこと。
- e アグリゲーターが、需要家に約款における需要者に関する事項を遵守させ、かつ、需要家が約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

7. その他

要 綱

(1) 機能の確認・試験

電源 I ピーク調整力契約の締結にあたり、本要綱で定める設備要件および運用要件を満たしていることを確認するために、当社が以下の対応を求めた場合、落札候補者または契約者はその求めに応じていただきます。

- ・試験成績書の写し等、電源等の性能を証明する書類等の提出
- ・当社からのオンライン指令による性能確認試験の実施
- ・現地調査および現地試験
- ・その他、当社が必要と認める対応

(機能の確認・試験例)

機能	試験内容
ガバナフリー機能	・周波数偏差（速度調定率 4 % の場合 0.24Hz）を模擬信号として発電機に与え、実出力の 10% の出力変動が行なえることを確認。
A D C 変化速度	・発電機出力を変化させ、発電端または送電端出力の平均出力変化速度を計測し、出力変化速度が規定値以上であることを確認。
給電情報自動伝送	・当社中央給電指令所との対向試験を実施。
起動時間	・起動指令、ボイラ点火、タービン起動、並列および定格出力に至るまでの各時間を計測。 ・停止時間別（D S S、週末停止等）に時間を計測。
停止時間	・全負荷から解列までの時間を計測。 ・停止方法別（通常停止、冷却停止）に時間を計測。
上記以外で 系統連系技術要件に 定める機能	・電源等の性能を証明する書類等の提出で確認。

要 綱

(2) オンライン指令で制御可能にするための設備

本要綱に定める技術要件を満たすために必要となる当社中央給電指令所からのオンライン指令で制御可能にするための設備等は、契約者の費用負担にて設置していただきます。通信設備の財産・保安責任分界点の標準的な例（契約電源等が発電設備の場合）を以下に示しますので参照してください。

費用負担の範囲や負担額，工事の施行区分等，詳細については協議させていただきますので，当社ネットワークサービスセンターへご相談ください。

